

経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針

令和4年6月9日
経営協議会決定

新潟大学学長選考・監察会議規則第3条第1項第1号に規定する経営協議会において選出する委員については、学長選考・監察会議が本学のミッションやビジョンを適切に実現できる学長の選考や解任、大学総括理事の設置の要否の検討、学長の業績評価等の重要な役割を担うものであることから、「国立大学法人新潟大学経営協議会の学外委員の選考方針」（令和3年10月1日学長裁定）を踏まえ、以下の観点から選考する。

1. 経営協議会の学外委員は、以下の観点から選出されている。
 - 多様性（ダイバーシティ）、公平性（エクイティ）、一体性（インクルージョン）の視点から、知を創造しうる風土作りの実現に資する者
 - 行政、経済、産業、マスメディア、教育研究、本学卒業生等、それぞれの分野から意見を述べることができる者
 - 幅広い知識、経験、実績かつ十分な社会的信用を有し、本学の理念・ビジョン・ミッションを深く理解した上で戦略的視点や新たな視点から意見を述べることができる者
2. 上記を踏まえ、経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員は、学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保し、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行う観点から、各委員の経歴等を踏まえて、学長選考・監察会議委員としての継続性を考慮したうえで、経営協議会の合議により選出する。
3. 本方針に定めるもののほか、経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考について必要な事項は、経営協議会の議を経て別に定める。